

◇ がん保険(終身保障タイプ)の取扱い

Q : 当社では、がんやその他の病気による入院、手術に備えるため、被保険者を従業員、保険金受取人を会社とするがん保険(終身保障タイプ)に加入しました。保険料の取扱いを教えてください。

A : 保険料の払込方法によって取り扱いが異なります。

【解説】

保険金受取人を会社とする終身保障タイプのがん保険の保険料は、払込方法によって次のように取り扱われます。

① 終身払込の場合

保険料は払込みの都度、損金の額に算入します。

② 有期払込の場合

イ. 払込期間中

保険料の払込期間中は、次の算式で求めた金額を損金の額に算入し、残額は積立保険料として資産に計上します。

$$\text{損金算入額} = \text{払込保険料} \times \text{保険料払込期間} \div (105 - \text{契約時年齢})$$

ロ. 払込期間終了後

払込期間終了後は、次の算式によって求めた金額を資産計上額から取り崩して損金の額に算入します。

$$\text{損金算入額} = \text{イにより資産計上した総額} \div (105 - \text{保険料払込終了時年齢})$$

※ 払込終了時が事業年度の中途であるときは、月数按分します。

なお、受取人が従業員の場合は別の取扱いになりますので注意してください。

